

「残高証明発行依頼書」のご記入例

ご依頼日をご記入ください。

〔相続用〕 残高証明発行依頼書

城北信用金庫 御中

ご依頼日

令和 7 年 5 月 31 日

被相続人さまのおなまえ・生年月日・死亡日をご記入ください。

1. 被相続人さま（お亡くなりになられた方）についてご記入ください。

おなまえ	故	城北 太郎		様
生年月日	昭和 平成 令和	2 年 3 月 4 日	死亡日	平成 令和
				7 年 5 月 1 日

ご依頼人さまのおところ・おなまえをご記入の上、実印をご捺印。ご関係欄に✓をつけてください。

2. ご依頼人さまについてご記入ください。

おところ	東京都北区豊島1丁目11番1号			
おなまえ	城北 花子			
ご関係	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人	<input type="checkbox"/> 相続人代理人	<input type="checkbox"/> 遺産整理受任者	<input type="checkbox"/> 遺言執行者
	<input type="checkbox"/> 受遺者	<input type="checkbox"/> 相続財産清算人	<input type="checkbox"/> その他 ()	

証明日をご指定いただき、通数をご記入ください。

3. 証明日と通数をご記入ください。

証明日	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡日と同じ	通数	1 通
	<input type="checkbox"/> 平成・令和 年 月 日 現在		

4. 経過利息記載の残高証明書(相続税の申告で使用する等)が必要な場合をお願いします。

経過利息記載の残高証明書を希望します。(但し、要求性預金は含みません)

経過利息を希望する方は✓をつけてください。

経過利息について

- ・仮に相続預金を相続開始日(死亡日)に解約した場合に支払われた利息(税引後)のことで、相続税の申告では、相続財産の評価額に含めて計算する必要があります。通常、経過利息の評価が必要な取引科目は定期性預金対象となりますので、特段のお申し出がない場合、流動性預金(普通預金・貯蓄預金)の経過利息は記載しません。
- ・経過利息を記載する場合、通常の残高証明書発行手数料に所定の金額が加算されます。

5. 残高証明書発行手数料を預金口座より引き落とし、支払う場合はご記入ください。

<預金口座振替依頼書>

手数料は、依頼人名義の右記口座から、口座振替により小切手または払戻請求書なしで引き落とししてください。

店名	科目	口座番号
営業部 支店	普通 当座	

城北信用金庫に口座をお持ちの方で、発行手数料の口座引き落としを希望する方のみご記入ください。

(金庫使用欄)

店番	店名	発行番号	-		
顧客番号					
お引渡し方法	お引渡し予定日	年 月 日	確認印	手数料徴求	印鑑照合
郵・窓・渉	お引渡し日	年 月 日			作成者印 受付印

城北信用金庫 事務統括部 (5Y) 2025.07

<ご注意>

- ① 本記入例は相続人さまがお手続きされる場合の記入例です。
- ② 本記入例は、ほんの一例です。ご記入に際し、ご不明な点がございましたらお取引店にお問い合わせください。

[相続用] 残高証明発行依頼書

城北信用金庫 御中

ご依頼日			
令和	年	月	日

1. 被相続人さま（お亡くなりになられた方）についてご記入ください。

おなまえ	故			様					
生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	死亡日	平成・令和	年	月	日

2. ご依頼人さまについてご記入ください。

おところ				実印					
おなまえ							様		
ご関係	<input type="checkbox"/> 相続人	<input type="checkbox"/> 相続人代理人	<input type="checkbox"/> 遺産整理受任者	<input type="checkbox"/> 遺言執行者	<input type="checkbox"/> 受遺者	<input type="checkbox"/> 相続財産清算人	<input type="checkbox"/> その他（	）	

3. 証明日と通数をご記入ください。

証明日	<input type="checkbox"/> 死亡日と同じ			通数	通				
	<input type="checkbox"/> 平成・令和	年	月	日	現在				

4. 経過利息記載の残高証明書(相続税の申告で使用する等)が必要な場合 をお願いします。

<input type="checkbox"/> 経過利息記載の残高証明書を希望します。(但し、要求性預金は含みません)
--

経過利息について

- 仮に相続預金を相続開始日(死亡日)に解約した場合に支払われた利息(税引後)のことで、相続税の申告では、相続財産の評価額に含めて計算する必要があります。通常、経過利息の評価が必要な取引科目は定期性預金の対象となりますので、特段のお申し出がない場合、流動性預金(普通預金・貯蓄預金)の経過利息は記載しません。
- 経過利息を記載する場合、通常の残高証明書発行手数料に所定の金額が加算されます。

5. 残高証明書発行手数料を預金口座より引き落とし、支払う場合はご記入ください。

<預金口座振替依頼書>

手数料は、依頼人名義の右記口座から、口座振替により小切手または払戻請求書なしで引き落とししてください。

店名	科目	口座番号
営業部 支店	普通 当座	

(金庫使用欄)

店番		店名	
顧客番号			

発行番号	—
------	---

お引渡し方法	お引渡し予定日	年	月	日
郵・窓・渉	お引渡し日	年	月	日

確認印	手数料徴求	印鑑照合	作成者印	受付印
-----	-------	------	------	-----